

⑤子どもが生まれたとき

届の種類	手続きチェック 当てはまるものに□して確認してください	
母子健康手帳の交付	妊娠がわかった	<input type="checkbox"/> 
出生通知	子どもが生まれた ⇒出生通知（ハガキ）を出す	<input type="checkbox"/> 
出生届	子どもが生まれた ⇒出生届を出す	<input type="checkbox"/> 
国民健康保険	生まれた子どもが国民健康保険に加入する	<input type="checkbox"/> 
	出産育児一時金の手続きをする (母の保険資格等要件があります。)	<input type="checkbox"/> 
児童手当	必ず手続きが必要（出生後15日以内） (受給資格) 中学校終了以前の子どもを養育されている方（公務員は除く）	<input type="checkbox"/> 
子ども医療	子ども医療費の支給を希望する (入院、外来とも中学校3年生まで。)	<input type="checkbox"/> 
ひとり親家庭等医療	受給資格が新たに生じる (受給資格) ひとり親（母子・父子）家庭の児童（18歳になって最初の3月31日まで）と母親又は父親等 ※所得制限あり	<input type="checkbox"/> 
児童扶養手当	受給資格が新たに生じる (受給資格) 母子家庭、父子家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童を扶養している ※所得制限あり	<input type="checkbox"/> 

ご用意いただくもの			
<input type="checkbox"/> 妊娠届出書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類			
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳に添付されている出生通知書(ハガキ)を郵送又は持参してください。			
<input type="checkbox"/> 届書 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳(時間外に宿直窓口で届け出る場合は、後日開庁時間内に持参してください。) ※出生届を受けられるのは、本籍地、出生地、届出人の住所地のいずれかになります。			
<input type="checkbox"/> 京都市国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※出産される医療機関等へ出産育児一時金を直接、支払う制度がありますので、出産までに医療機関等で申請の手続きをしてください。 ※区役所に申請される場合は、次のものが必要です。詳細は窓口でお尋ねください。			
<input type="checkbox"/> 京都市国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 世帯主の印鑑 <input type="checkbox"/> 世帯主の金融機関口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 医療機関が発行する領収明細書 <input type="checkbox"/> その他 健康保険証(後日持参でも可) 申請者の金融機関口座番号(普通預金)の確認できるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 父及び母等の個人番号カード又は通知カード(第1子の場合のみ)			
<input type="checkbox"/> 健康保険証(赤ちゃんの名前の載っているもの)			
申請される場合はご相談ください。 ※資格、所得制限等一定の要件があります。			
申請される場合はご相談ください。 ※資格、所得制限等一定の要件があります。			

いつまでに	誰が	担当窓口		
妊娠した時	本人又は夫等 代理人	3階34番	子どもはぐくみ室	
出生後速やかに	保護者			
生まれた日から 14日以内 (生まれた日を含む。)	父又は母	1階5番	市民窓口課 (時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。)	
生まれてから14日以内	世帯主又は家族			
(区役所への申請) 出産日の翌日 から2年以内	世帯主又は家族	1階8番	保険年金課	
生まれてから 15日以内	父又は母又は 代理人	3階32番		
出生後速やかに	保護者	子どもはぐくみ室		
出生後速やかに	ひとり親家庭 等の母又は父		3階33番	
—	ひとり親家庭 等の母又は父			